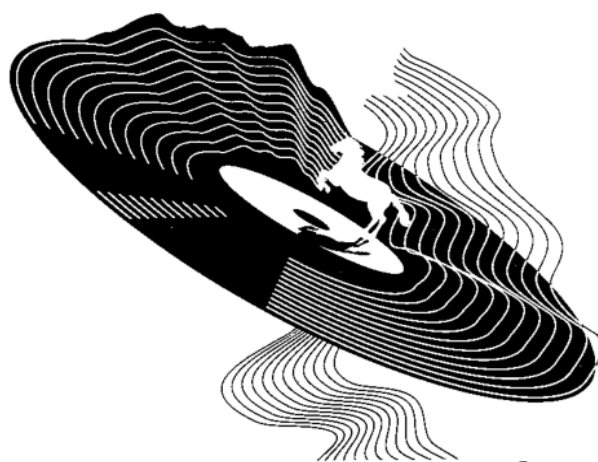


第3期
新冠町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

2025～2029



レ・コード&音楽による町づくり

令和7年3月

新 冠 町

・・・もくじ・・・

第1章 計画の策定趣旨	1
1 計画策定の背景	
2 計画の位置づけ	
(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画	
(2) 総合計画及び地域福祉計画を上位計画とする町の子ども・子育てに係る総合計画	
3 計画の期間	
4 計画策定のための調査	
5 計画の推進と点検・評価	
(1) 計画推進のための視点	
(2) 点検・評価と達成状況の検証	
(3) 子育て世帯を対象とした意見集約の機会の確保	
(4) 計画実施状況等の公表	
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 人口と世帯の状況	
(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移	
(2) 世帯数の推移	
2 出生の状況	
(1) 出生数の推移	
3 児童数の状況	
(1) 児童数の推移	
4 教育・保育事業の状況	
(1) 教育・保育施設の推移	
5 ニーズ調査の実施について	
(1) 新冠町子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果の概要	
(2) 子育てをする保護者を対象とした意見交換会開催結果の概要	
第3章 第2期計画の事業実績と検証結果.....	8
1 子どものための教育・保育給付	
2 地域子ども・子育て支援事業	
第4章 計画の基本的な考え方	12
1 基本理念	
2 基本目標	

第5章 子ども・子育て支援施策の展開 13

- 1 施策の体系
- 2 基本目標ⅰ 家庭・地域における子育ての支援
 - 【施策の方向性】1 地域における子育て支援体制の充実
 - 【施策の方向性】2 子育て世帯への経済的支援
 - 【施策の方向性】3 ひとり親家庭の自立支援の推進
 - 【施策の方向性】4 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実
 - 【施策の方向性】5 子どもの放課後の居場所づくり
- 3 基本目標ⅱ 母と子の健康を守り増進する
 - 【施策の方向性】1 子どもや母親の健康の確保
 - 【施策の方向性】2 小児医療対策の充実
- 4 基本目標ⅲ 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり
 - 【施策の方向性】1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保
 - 【施策の方向性】2 認定こども園・小学校の連携
 - 【施策の方向性】3 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備
- 5 基本目標ⅳ 子育てと仕事を両立できるまちづくり
 - 【施策の方向性】1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - 【施策の方向性】2 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備
- 6 基本目標ⅴ 子どもにやさしいまちづくり
 - 【施策の方向性】1 子どもの安全の確保
 - 【施策の方向性】2 子育てを支援する生活環境の整備

第6章 子ども・子育て支援新制度に基づく量の見込と確保..... 29

- 1 子ども・子育て支援制度の概要
- 2 サービスの類型
- 3 教育・保育提供区域及び量の見込の設定について
 - (1) 教育・保育提供区域について
 - (2) 量の見込の算出方法と考え方
- 4 将来人口の推計
 - (1) 人口推計
 - (2) 出生数推計
 - (3) 18歳未満及び総人口推計
- 5 幼児期の教育・保育の提供体制について
- 6 地域子ども・子育て支援事業
 - (1) 利用者支援事業
 - (2) 地域子育て支援拠点事業
 - (3) 妊産婦健診事業
 - (4) 乳児家庭全戸訪問事業
 - (5) 養育支援訪問事業、要支援・要保護児童等支援事業
 - (6) 一時預かり事業
 - (7) 放課後児童健全育成事業
 - (8) 産後ケア事業
 - (9) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

第 1 章 計画の策定趣旨

1 計画策定の背景

国は著しい少子化の進行に加え核家族化、共働き家庭の増加等、子育て関連全般をめぐる社会情勢の変化を背景に、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を成立させ、これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成 27 年度からスタートしました。

さらに令和 5 年 4 月には、こども政策をより強固とすべく「こども家庭庁」を設立し、社会全体で推進する「こども基本法」を施行。同年 12 月には関連法律に基づく 3 つの大綱を一つとした「こども大綱」を策定しました。

このような時代背景を踏まえ本町では、平成 27 年 3 月に「第 1 期子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年 3 月に「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てを取り巻く社会の変化にあわせた学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業、保育・教育事業に対する町民のニーズに応じていく体制づくりを進める等、子育てに関する施策を推進してきましたが、令和 6 年度をもって第 2 期計画期間の最終年度を迎えることから、令和 7 年度からの子育て支援の方向性を定める「第 3 期新冠町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

策定には、コロナ禍を経た町内の子ども・子育て世帯の現状、子育て世代のニーズ調査結果、これまでの計画の取組状況の評価等を踏まえ、本町特有の施策も取り入れ郷土を愛し生きる力を育む人づくりに寄与していきます。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

(2) 総合計画及び地域福祉計画を上位計画とする町の子ども・子育てに係る総合計画

本計画は、町のまちづくりの基本となる「第 6 次新冠町総合計画」を最上位計画とし、保健福祉関連部門の総合計画である「第 2 期新冠町地域福祉計画」等、ほかの関連する計画と整合性を持たせた、町の子ども・子育てに係る総合計画として策定します。

3 計画の期間

本計画は、令和 7 年度を初年度とし、令和 11 年度までの 5 年間を一期として策定します。

R 6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
第6次新冠町総合計画						第7次新冠町総合計画				
第2期新冠町地域福祉計画					第3期新冠町地域福祉計画					第4期
第2期	第3期子ども・子育て支援事業計画					第4期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画策定のための調査

本計画の策定に先立ち、本町では未就学児童や就学児童をもつ保護者の子育てニーズを把握するために、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

本計画では、このニーズ調査の結果から、教育や保育に関する計画期間 5 か年の需要を想定するとともに、第2期計画の内容を引継ぎ、新たな計画策定に反映させます。

5 計画の推進と点検・評価

(1) 計画推進のための視点

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援のための施策実施に係る児童福祉や幼児教育等の町の関係各課が連携し、町民にとって判りやすい実施体制をとることが重要であり、同時に、子育て家庭はもとより、教育・保育で日々子どもたちと接する方々や子育て環境を支える地域の人々等が、それぞれの主体的役割を理解し、連携・協働のなかで取り組むことを基本姿勢とします。

(2) 点検・評価と達成状況の検証

計画期間の 5 か年の間、毎年本計画に記載の施設や施策の実施状況や子ども・子育て支援事業についての達成状況を点検・評価し、変更が必要な場合には、児童福祉や幼児教育等の町の関係各課と協議のうえ変更が行われるように柔軟に対応します。

(3) 子育て世帯を対象とした意見集約の機会の確保

計画の進捗状況の点検及び子育て環境に係る町民ニーズの把握を目的として、第3期計画の中間年度となる令和9年度を目途に子育て中の保護者を対象とした意見交換会を開催します。

(4) 計画実施状況等の公表

計画実施状況の点検・評価及び検討結果について、町民に情報を公開するとともに、道を通じて国に必要な報告を行います。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の総人口をみると令和6年の人口は5,106人となっています。令和2年からの5年間の推移をみると減少傾向となっており、5年間で311人の減少となっています。また、年齢3区分別の人口でみるとすべての区分で減少しており、特に0歳～14歳の年少人口は減少割合が大きくなっています。

●総人口の推移（各年4月1日現在）

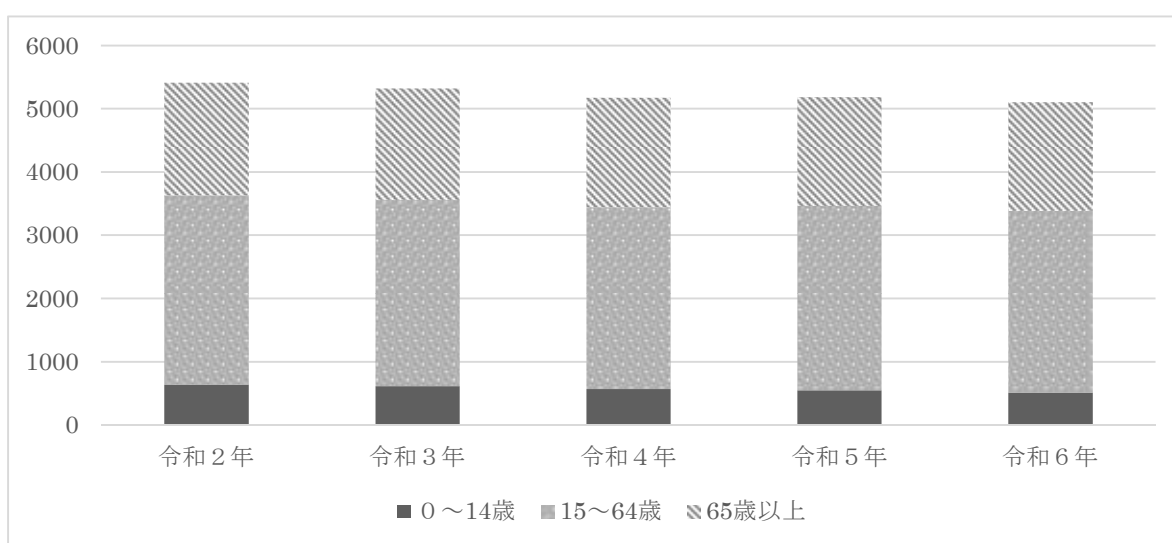
単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	5,417	5,325	5,178	5,189	5,106

●年齢3区分別人口の推移（各年4月1日現在）

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳	646	619	575	551	519
15～64歳	2,991	2,946	2,873	2,915	2,874
65歳以上	1,780	1,760	1,730	1,723	1,713



(2) 世帯数の推移

本町の世帯数をみると令和6年は2,817世帯となっています。令和2年からの5年間の推移をみると増加傾向となっており、この5年間で66世帯の増加となっています。また、世帯数は増加しているものの、総人口が減少していることから、一世帯当たり人員は減少しています。

●世帯数の推移（各年4月1日現在）

単位：世帯

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	2,751	2,755	2,738	2,807	2,817

●一世帯当たり人員の推移（各年4月1日現在）

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
一世帯当たり的人员	1.97	1.93	1.89	1.85	1.81

2 出生の状況

(1) 出生数の推移

本町の出生数の推移をみると、平成 26 年から令和元年までは増減を繰り返しながら若干減少で推移してきましたが、令和 2 年に新型コロナウイルス感染症が蔓延して以降は減少幅が大きくなりました。この 10 年の平均出生数は 30.8 人となっています。

●出生数及び出生率、合計特殊出生率の推移

単位：人

年 (1～12月)	出生数	出生率	合計特殊出生率		
			新冠町	北海道	全国
平成 26 年	31	5.4	1.22	1.27	1.42
平成 27 年	40	7.0	1.62	1.29	1.45
平成 28 年	44	7.7	1.77	1.29	1.44
平成 29 年	35	6.3	1.39	1.29	1.43
平成 30 年	40	7.2	1.79	1.27	1.42
令和元年	36	6.5	1.52	1.24	1.36
令和 2 年	23	4.3	1.28	1.21	1.34
令和 3 年	21	4.0	0.96	1.20	1.30
令和 4 年	21	4.0	1.16	1.12	1.26
令和 5 年	17	3.3	0.85	1.06	1.20

①出生率 人口 1,000 人あたりの子どもの数（例：(17 人÷5,106 人)×1000=3.3 人）

②合計特殊出生率 15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生の間に生む子の平均数

※出生数は 1 月 1 日～12 月 31 日までに生まれた数

※分母に用いた人口は「人口推計（各年 10 月 1 日現在）」（総務省統計局）のもの

3 児童数の状況

(1) 児童数の推移

本町の 18 歳未満の児童数をみると、令和 6 年は 665 人となっています。この内、0～5 歳の就学前児童数は 140 人、6～11 歳の小学生は 257 人、12～14 歳の中学生は 122 人、15～17 歳は 146 人となっています。

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の推移をみると、緩やかに減少の傾向となっています。

●児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）

単位：人

	0～2	3～5	6～11	12～14	15～17	児童数計	総人口
令和 2 年	102	130	260	154	135	781	5,417
令和 3 年	87	125	253	154	124	743	5,325
令和 4 年	72	121	252	130	135	710	5,178
令和 5 年	62	106	255	128	146	697	5,189
令和 6 年	52	88	257	122	146	665	5,106

4 教育・保育施設の利用状況の推移

●町内認定こども園児童数（各年4月1日現在）

単位：人

年度	就学前 児童数	認定こども園ド・レ・ミ				町外施設
		長時間（保育所）		短時間	計	
年 齢	0～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	0～5歳	3～5歳
平成27年	258	50	23	49	122	25
平成28年	261	55	46	60	161	17
平成29年	270	72	43	51	166	19
平成30年	263	71	44	49	164	19
令和元年	246	75	54	38	167	13
令和2年	232	85	41	33	159	14
令和3年	212	87	43	30	160	9
令和4年	193	86	34	22	143	7
令和5年	168	81	25	17	123	5
令和6年	140	67	23	13	103	5

●町内小学校児童数（各年度5月1日現在）

単位：人

小学1～6年生	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
新冠小学校	232	223	216	211	251
朝日小学校	29	33	34	41	0（統合）
合 計	261	256	250	252	251

●町内中学校生徒数（各年度5月1日現在）

単位：人

中学1～3年生	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
新冠中学校	153	129	129	129	120

5 ニーズ調査の実施について

(1) 新冠町子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果の概要

①調査の目的

「第3期新冠町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育てをしている町民の子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向等基礎資料の収集、その他子育て施設全般に係るご意見、ご要望を把握することを目的として実施しました。

②実施概要

- ・調査地域 新冠町全域
- ・調査対象者
 - ・就学前児童（0～5歳）の保護者
 - ・小学生（6～11歳）の保護者
- ※令和6年7月1日時点の住民基本台帳より抽出
- ※同一世帯に兄弟がいる場合は、内1人を対象として抽出（1世帯1冊）
- ・調査期間 令和6年7月19日～8月30日
- ・調査方法 小学校・こども園利用世帯は施設を通して保護者に配布、その他は郵送による配布

③回収結果

	対象者数	配布件数	抽出割合	回収件数	回収率
就学前児童（0～5歳）	142	105	73.9%	56	53.3%
小学生（6～11歳）	259	145	56.0%	85	58.6%
合計	401	250	62.3%	141	56.4%

④主な意見等

●子育てを主に担っている方

前回同様、「父母ともに（55%）」と一番高く、次に「主に母親（44%）」と続き、依然として母親に子育ての負担がかかっていることがうかがえる。

●日頃、子どもをみてもらえる親族・知人等の存在

子どもをみてもらえる親族・知人等の有無については、就学前児童・小学生児童ともに「緊急時に祖父母等の親族にみてもらえる」が45%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が31%と高い。しかし、就学前児童・小学生児童ともに「いずれもない」が13%となっており、前回同様に支援を要する家庭が一定数いると考えられる。

●教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が78%で、利用している事業については「認定こども園」が96%で最も高く、次いで「事業所内保育」「その他」がそれぞれ2%となっている。

●教育・保育事業を利用する理由（就学前児童で教育・保育事業を利用している世帯）

教育・保育事業を利用している理由では「現在就労しているため」が62%と一番多く、「教育や発達のため」が36%となっている。前回調査では、「現在就労しているため」と「教育や発達のため」の回答がそれぞれ50%を占めていたが、今回調査では保護者の就労による利用が増加していることが分かった。

●今後利用したい教育・保育事業（就学前児童で教育・保育事業を利用していない世帯）

今後利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が59%で最も高く、次いで「幼稚園」が13%となっている。

●教育・保育事業を利用したい場所（就学前児童）

教育・保育事業を利用したい場所は、回答者全員が「新冠町内」を選択した。このことから、引き続き町内で受入可能な体制整備を進める必要がある。

●育児休業の取得状況（就学前児童）

育児休業の取得状況は、母親が 65%、父親が 5%となっており、前回調査と同様に父親は育児休業をほとんど取得できていない結果となった。父親が育児休業を取得していない理由として「仕事が忙しかった」が 24%で最も多く、次いで「母親が仕事をしていない」が 16%、「職場に育児休業をとりにくい雰囲気があった」「職場に育児休業の制度がない」がそれぞれ 15%となった。

また、母親は子どもが生まれたとき「働いていなかった」が 30%で前回より 20%少なくなっており、育児をしながら働いている家庭が増えていることがうかがえる。

●育児休業を取得した母親が職場に復帰した時期（就学前児童）

お子さんが「10 ヶ月～12 ヶ月」の時に職場復帰した人が 56%と一番多く、「9 か月未満」は 17%、「1 歳以降」が 28%となった。また、職場復帰したタイミングは「年度初め」が 37%、「それ以外の時期」が 63%となった。

●お子さんが病気やけがをした場合の対処方法

「母親が休んだ」が 59%、「父親が休んだ」「親族・知人に頼んだ」がそれぞれ 13%となっており、体調不良時等で母親が対応することが圧倒的に多い状況であることがわかった。また、「仕方なく子どもだけで留守番させた」も 6%おり、緊急時も休みを取れない世帯が一定数いることがわかった。

●小学生の放課後の過ごし方

小学生の平日の放課後の過ごし方では「自宅」が一番多く利用日数は「週 5 日」の回答が一番多い。「習い事」では「週 2 日」の利用、「児童館・児童館クラブ」では「週 5 日」の利用が一番多く、また、「祖父母や友人宅」も「週 1～2 日」と一定の利用がある。

●放課後児童クラブ（学童保育）の要望

放課後児童クラブに対する要望は、「土曜日・長期休暇中の昼食提供」（19%）と一番多く、次に「スタッフ体制の充実」（12%）、「利用スペースの拡大」（11%）の順となった。

●新冠町の子育て支援事業

特に重要と考える子育て支援事業として、「こども医療費の助成」と「小中学校給食費無償化」の 2 つが上位となった。

また、充実を要望する事業として「子ども遊び場の充実」「出産費用や保育・教育費等の子育て費用の助成」が上位で、他にも「子どもの居場所づくり」「子どもの体験活動の充実」「産前産後休暇等の子育てしやすい環境の整備」の回答が多くあった。

(2) 子育てをする保護者を対象とした意見交換会開催結果の概要

①開催の目的

実際に子育てをしている保護者に意見交換会に参加いただき、本町の子ども・子育て施策に関する事項、又日常的な子育てに関する困りごとや要望等を集約することを目的に実施しました。

②対象者

認定こども園保護者会関係者及び新冠小学校 P T A 関係者

③開催日及び参加人数

・認定こども園保護者会	令和 6 年 9 月 18 日開催	7 人参加
・新冠小学校 P T A	令和 6 年 9 月 19 日開催	5 人参加

④主な意見等

子ども・子育て支援計画に直接的に結びつく意見や要望等は出されなかったが、子どもに関わる教育・保育施設及び関連施設等の運営方針に対する意見や利便性を向上させるための仕組みづくりについての要望が多く出された。

第3章 第2期計画の事業実績と検証結果

子ども・子育て支援制度に基づき第2期計画で展開した事業の実績及び検証結果は次のとおりです。

なお、各事業の概要及び実施状況等については、第6章地域子ども・子育て支援事業（32P～）に記載しています。

1 子どものための教育・保育給付

●保育所、認定こども園の利用児童の推移（各年度4月1日現在）

単位：人（令和6年度は実績見込み）

	利用者区分		量の見込み	施設の確保数	実績
令和 2 年度	1 号認定	3～5歳児	59	59	47
	2 号認定	3～5歳児	70	70	81
	3 号認定	0 歳児	8	8	3
		1～2 歳児	37	37	25
令和 3 年度	1 号認定	3～5歳児	53	53	39
	2 号認定	3～5歳児	70	70	86
	3 号認定	0 歳児	8	8	3
		1～2 歳児	38	38	35
令和 4 年度	1 号認定	3～5歳児	51	51	30
	2 号認定	3～5歳児	69	69	86
	3 号認定	0 歳児	8	8	2
		1～2 歳児	38	38	33
令和 5 年度	1 号認定	3～5歳児	35	35	21
	2 号認定	3～5歳児	71	71	81
	3 号認定	0 歳児	8	8	1
		1～2 歳児	39	39	25
令和 6 年度	1 号認定	3～5歳児	31	31	16
	2 号認定	3～5歳児	71	71	67
	3 号認定	0 歳児	8	8	1
		1～2 歳児	39	39	22
実施状況評価		・各年度 4 月当初においては必要施設数を確保することができた。 ・共働きの家庭が増えていることにともない 1 号認定の割合が減少し 2 号認定の割合が増えている。 ・広域保育の受入条件が厳しくなっていることもあり、令和 6 年度の年度途中に入園調整ができない状況が発生した。			

2 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

単位：箇所

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	必要に応じ検討	必要に応じ検討	必要に応じ検討	必要に応じ検討	必要に応じ検討
実 績	—	—	1	1	1
実施状況評価	・情勢の変化に伴い、令和4年度から子育て世代包括支援センターの立ち上げ、利用者事業を開始した。 ・妊娠期から切れ目ない家庭支援を行うために子育てに関するサービス等の情報提供や相談業務等を行った。				

②地域子育て支援拠点事業

単位：上段…人日、中段…箇所、下段…人日（令和6年度は実績見込み）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,517	5,517	5,517	5,517	5,517
確保方策	5,517	5,517	5,517	5,517	5,517
実 績	3,293	1,840	2,881	2,340	1,868
実施状況評価	・保護者の子育ての不安を解消するため、各種事業を実施しながら保護者同士の交流機会の充実や子育てに係る相談業務を行った。				

③妊産婦健診事業

単位：回（令和6年度は実績見込み）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	560	576	528	528	528
確保方策	560	576	528	528	528
実 績	336	223	223	193	249
実施状況評価	・妊産婦全体において、概ね適切に受診ができている。 ・妊産婦健診受診結果の有所見において、妊娠糖尿病の疑いがある妊産婦が例年いることから、引き続き妊産婦の健康状態の把握や保健指導等を行い、妊産婦及び胎児の健康保持、増進を図っていく。				

④乳児家庭全戸訪問

単位：人（令和6年度は実績見込み）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35	36	33	33	33
確保方策	35	36	33	33	33
実 績	29	17	18	16	15
実施状況評価	・産後2か月以内に全対象者への訪問を実施できた。 ・訪問の結果、支援が必要な方に対しては電話・訪問等で継続支援を行っており、引き続き、母子の状況に応じて訪問支援を継続していく。				

⑤養育支援訪問事業、要支援・要保護児童等支援事業

単位：人（令和6年度は実績見込み）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35	38	38	40	40
確保方策	35	38	38	40	40
実 績	57	46	34	50	28
実施状況評価	・乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援が必要な家庭に対し訪問等を行い、養育に関する相談、指導、助言等が行えた。また、必要時には関係機関と連携を図りながら支援を行った。引き続き、母子の状況の応じた支援が必要な家庭の把握と継続的な支援を行っていく。				

⑥一時預かり事業

■認定こども園1号認定児童（教育標準時間）

単位：人日、確保方策の下段は 箇所（施設数）（令和6年度は実績見込み）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	603	603	603	603	603
確保方策	603	603	603	603	603
	1	1	1	1	1
実 績	76	54	59	66	58
確保方策	1	1	1	1	1
実施状況評価	・共働き世帯の増加で、1号認定（幼稚園）入園者が減少しているため、実績は低くなっている。今後も一定のニーズが見込まれるため、継続実施する。				

■子育て支援センター

単位：人日、確保方策の下段は 箇所（施設数）（令和6年度は実績見込み）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	102	102	102.	102	102
確保方策	102	102	102.	102	102
	1	1	1	1	1
実 績	77	54	115	187	139
	1	1	1	1	1
実施状況評価	・令和4年度以降、一定のニーズがあり、計画の見込量を実績が上回っている。 引き続き、量の確保に務める。				

⑦放課後児童健全育成事業

単位：人日、確保方策の下段は 箇所（施設数）（令和6年度は実績見込み）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	190	190	190	190	190
確保方策	190	190	190	190	190
	2	2	2	2	2
実 績	172	166	164	136	170
	2	2	2	2	1
実施状況評価	・多くの児童が参加しており、異なる学年の児童と一緒に活動する経験を得ている。 また、保護者の就労による児童の居場所づくりと併せて、様々な体験学習等も実施されている。				

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子育て支援とは、学校や地域、行政が協力して保護者に寄り添い、家庭が抱える子育てに対する不安や負担を和らげるための支援です。

子育てについての第一義的責任が保護者にあることを前提にしつつ、保護者自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することが重要となります。

本町では、子ども・子育て支援法の考え方や新冠町総合計画等これまでの取り組みを考えあわせ、子どもとその家庭だけでなく地域社会全体で町民と行政が協働して安心して子どもを産み育てられる町を目指し、子育て支援の充実に取り組んできました。

引き続き「子どもの最善の利益」と子育て支援施策を通した「魅力あるまちづくりの実現」に向け、家庭だけでなく地域全体で協力し各分野の支援策を推進するために次の5項目を基本目標として設定し、子ども・子育て支援を推進していきます。

2 「基本目標」

- i 家庭・地域における子育ての支援
- ii 母と子の健康を守り増進する
- iii 子どもの健やかな育ちを支援する環境づくり
- iv 子育てと仕事を両立できるまちづくり
- v 子どもにやさしいまちづくり

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

本章では、第4章で示した5つの基本目標にもとづく施策の方向性を示し、それぞれの施策の方向性のもとに計画期間中における町が行おうとする各種施策の展開を記載するものです。

1 施策の体系

○ 基本目標

i 家庭・地域における子育ての支援

○ 施策の方向性

- 1 地域における子育て支援体制の充実
- 2 子育て世帯への経済的支援
- 3 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 4 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実
- 5 子どもの放課後の居場所づくり

ii 母と子の健康を守り増進する

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 小児医療・思春期保健対策の充実

iii 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり

- 1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保
- 2 認定こども園・小学校の連携
- 3 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

iv 子育てと仕事を両立できるまちづくり

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 2 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

v 子どもにやさしいまちづくり

- 1 子どもの安全の確保
- 2 子育てを支援する生活環境の整備



2 基本目標 i 家庭・地域における子育ての支援

【施策の方向性】1 地域における子育て支援体制の充実

急激な少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がいない等、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

本町では、これまで共働き家庭のみならず、専業主婦家庭・ひとり親家庭等を対象とした支援として子育て支援センターでの支援の充実に取り組んできました。

このように、すべての人が子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てできるようすべての子育て家庭を対象とした支援の充実を図るとともに、切れ目のないきめ細やかな支援を提供できるよう行政組織のあり方について検討します。

（★印は子ども・子育て支援事業対象事業）

基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1 ★	地域子育て支援事業	・認定こども園ド・レ・ミ内で、子育てに関する相談や乳幼児と保護者を対象とした講座等の事業及び子育てサークルの支援を行います。	継続	管理課
2	ブックスタート事業	・生後4か月の乳児健康診査時に絵本を贈呈するとともに、親子のコミュニケーションの大切さを伝えるために読み聞かせを行います。	継続	社会教育課
3	セカンドブック事業	・3歳児健康診査時に絵本を贈呈します。	継続	社会教育課

基本施策2 子育て情報の提供

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子育て支援情報の充実	・子育て支援情報の提供に努めます	継続	町民生活課 管理課

基本施策3 相談機能の充実

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	利用者支援事業	・妊娠や出産、子育てに関するあらゆる相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに子育てに関わる関係機関との連携、協働の体制づくりに努めます。	充実	町民生活課 保健福祉課 管理課 社会教育課

【施策の方向性】2 子育て世帯への経済的支援

急速な少子化の進行が国全体や地域、町民に大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担が増大しているといえます。

貧困による格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。生まれた時点で共通のスタートラインに立つことができ、成長する過程においても子どもをサポートすることが社会のあり方としても重要です。子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

今後においても、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者並びに子どもの生活支援、保護者の就労支援等、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実していきます。

また、新たに幼児教育及び保育の重要性が一層増している状況において、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施します。

基本施策1 経済的負担の軽減

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	幼児教育・保育の無償化	・認定こども園、幼稚園、保育園等を利用する3～5歳のすべての子どもの利用料を無償化します。 ・0～2歳の子どもは、2人以上の子どもがいる世帯及び住民税非課税世帯を無償化します。	継続	町民生活課管理課
2	未熟児養育医療給付事業	・未熟児で出生し入院療育が必要と認められた方に対し指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	保健福祉課
3	児童手当	・高校終了前の児童を養育している方に支給します。	継続	町民生活課
4	障害児福祉手当	・精神や身体に重度の障害をもつ20歳未満の方で、その障害が極めて重度のため日常生活上、常時、特別の介護を要する方（障害1・2級の一部、知能指数が概ね20以下の重度の知的障害児等）に支給します。	継続	保健福祉課
5	児童扶養手当	・18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育している、ひとり親の父・母（両親の場合、父に重度の心身障がいがある場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	町民生活課
6	特別児童扶養手当	・20歳未満で心身の障害や疾病により日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父母又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	町民生活課
7	子ども医療費助成制度	・保険適用医療費のうち、入院時食事療養標準負担額を除く医療費の全額を助成します。（所得制限あり）	継続	保健福祉課

8	育成医療費助成制度	・18歳未満の児童で一定の機能障害があり手術等により障害の改善が見込まれる方に対し、健康保険診療の自己負担分を助成します。ただし1割分は本人負担となります。（所得に応じた自己負担上限額及び所得制限あり）	継続	保健福祉課
9	不妊・不育症治療費助成事業（マザーリーフ事業）	・不妊治療を受けなければ妊娠の見込みがない又は少ないと医師から診断され治療を受けた者、また、2回以上の流産・死産、あるいは早期新生児死亡の既往があり医師に不育症と判断された者に対し、一般不妊治療・特定不妊治療・不育症の検査・治療にかかる費用の自己負担額及び治療に係る交通費の助成を行います。（助成費の上限あり）	継続	保健福祉課
10	妊産婦健診受診票の交付	・妊産婦健診を受診する妊産婦に対し、受診票を交付し健診費用の一部を助成します。	継続	保健福祉課
11	妊婦健診交通費助成事業	・町外の医療機関で妊婦健診を受診する妊婦に対し交通費の一部助成を行います。	継続	保健福祉課
12	妊婦情報登録制度（ママさぼ〜とハイヤー）	・出産のためにハイヤーを利用して出産医療機関へ移動した費用の一部を助成します。	継続	保健福祉課
13	新生児聴覚検査助成事業	・新生児の聴覚検査に対し検査費用を全額助成します。	継続	保健福祉課
14	出産時宿泊費助成事業	・出産のために出産医療機関付近に宿泊する場合に宿泊費の一部を助成します。	継続	保健福祉課
15	出産・子育て応援給付金	・妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談対応に応じ、様々なニーズに即した必要な支援に繋ぐとともに、経済的支援（妊娠届出時5万円、出産届出時5万円、計10万円）を一体的に実施します。（子ども誕生祝い金の継続事業）	新規	保健福祉課
16	就学援助事業	・要保護児童生徒及びその他経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒に対し、学用品等を支給する要保護準要保護児童生徒援助事業を実施します。	継続	管理課
17	奨学金貸付事業	・成績良好な高校生、大学生等に対し学資を貸付する奨学金貸付事業を実施します。	継続	管理課
18	学校等給食費の無償化	・認定こども園、小中学校の児童生徒の給食費を無償とします。	継続	管理課
19	高校生の通学支援	・山間部から市街地までの通学支援を行います。 ・静内駅から静内農業高校までの通学バスを新ひだか町と共同で運行し無料で高校生を送迎します。	継続	企画課 管理課

【施策の方向性】3 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭については、離婚の増加等により年々増える傾向にあります。

母子家庭の場合は経済的な問題が、父子家庭においては家事や子育てに不慣れなため、家庭生活においても多くの問題を抱えているケースが少なくありません。今後も、ひとり親家庭の親と子どもが安心して暮らしていけるよう、精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実していきます。

基本施策1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	児童扶養手当 (再掲)	・18歳に到達した年度末までの子ども(一定の心身障害を有する場合は20歳未満)を養育している、ひとり親の父・母(両親の場合、父に重度の心身障害が有る場合を含む)又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	町民生活課
2	ひとり親家庭等 医療費助成制度	・18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等(父又は母に一定の心身障がいがある場合を含む)に対し、医療費の全部又は一部を助成します。ただし、満15歳(中学生以下)は全額助成します。	継続	保健福祉課
3	母子・寡婦福祉 資金貸付事業	・母子家庭及び寡婦家庭の母又は父のいない児童及び母子寡婦福祉団体に就学、就業、事業開始、住宅、生活資金等の必要な資金を貸し付けします。	継続	町民生活課

【施策の方向性】4 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

近年社会問題となっている児童虐待は、育児の悩みやストレス等を周囲に相談することなく地域から孤立や、パートナーのDVから子どもへの暴力や育児放棄に発展する等さまざまな要因が考えられます。

虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。児童虐待防止として、地域での日頃の声かけ等の関係づくりが大切です。

要保護児童対策地域協議会や乳児家庭全戸訪問事業を活用して、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや関係者に対するサポート体制の充実を図っていくため、今後は専門的知識による相談体制と関係機関との連携を強化する必要があります。

障害児支援については、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、重層的な障害児支援の体制整備を図ります。また、障害児入所施設についても専門的機能の強化を図ったうえで、地域において虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する療育機関としての役割を担い、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制の充実を図っていきます。



基本施策１ 児童虐待防止策の充実

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	要保護児童対策地域協議会	・要保護児童対策地域協議会を活用して児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応の取り組みを目指し、専門的知識による相談体制づくりと関係機関との連携を図ります。	継続	町民生活課
2 ★	乳児家庭全戸訪問事業	・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	保健福祉課
3 ★	養育支援訪問事業	・乳児全戸訪問事業等で把握した保護者の養育を支援することが必要と認められる児童、若しくは出産後の養育について出産前より支援を行うことが特に必要と認められる妊産婦に対し、養育に対する相談、指導・助言、その他必要な支援を行います。	継続	保健福祉課

基本施策２ 障害児施策の充実

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	障害者(児)短期入所サービス(ショートステイ)	・在宅の心身障害者(児)が保護者又は家族の疾病等の事由により、家庭における介護を受けることが困難になった場合に施設等で一時的に保護します。	継続	保健福祉課
2	障害者(児)居宅介護サービス(ホームヘルプ)	・介護を必要とする心身障害者(児)に対し、身体介護、家事援助等日常生活を支援するホームヘルパーを派遣します。	継続	保健福祉課
3	日常生活用具給付事業	・在宅の心身障害者(児)に対し、特殊寝台等の日常生活用具を貸与し日常生活を支援します。	継続	保健福祉課
4	新冠町地域活動支援センター事業	・就業が困難な心身障害者(児)に対し、社会的自立に必要な訓練、指導を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	継続	保健福祉課
5	点字図書の給付	・視覚障害者(児)に対して、点字図書を給付することにより情報入手を容易にします。	継続	保健福祉課
6	新冠町日中一時支援事業	・障害者(児)の日中における活動・訓練の場を確保し、在宅で介護をしている家族の一時的な休息を支援する日中一時支援事業を実施します。	継続	保健福祉課
7	新冠町住宅改修費給付事業	・日常生活を営むのに著しく支障のある障害者等が段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。	継続	保健福祉課
8	新冠町相談支援事業	・相談業務、サービス利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。	継続	保健福祉課

9	児童発達支援事業	・日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。	継続	保健福祉課
10	放課後等デイサービス	・放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	継続	保健福祉課
11	保育所等訪問支援	・保育所等を利用する障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に保育所等を訪問して支援します。	継続	保健福祉課
12	補装具費の交付	・身体機能を補完し又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもので義肢、装具、車椅子等を給付又は貸与し日常生活を支援します。	継続	保健福祉課
13	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	・両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象外である児童（18歳以下）の補聴器購入等にかかる費用を助成します。	新規	保健福祉課
14	移送サービス	・在宅の障害者（児）が福祉サービスや医療、療育等を受けるため、送迎を要する場合に自宅から各施設までの送迎サービスを行います。	継続	保健福祉課
15	特別支援学級の設置	・教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒に対応するため知的学級、情緒学級、言語学級等の特別支援学級を設置します。	継続	管理課
16	学習支援員の配置	・学習支援員を小中学校へ配置し、支援を必要とする発達障害等の児童生徒に対し、日常生活の介助、安全確保、学習補助等の援助を行います。	継続	管理課
17	特別支援教育就学奨励事業	・特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対し経済的負担を軽減するため援助を行います。	継続	管理課
18	障害児通所支援事業利用者負担額助成事業	・障害児通所支援事業を利用する児童に対しその利用者負担額を全額助成します。	継続	保健福祉課



【施策の方向性】5 子どもの放課後の居場所づくり

少子化が進む中、子どもたちの遊び方も変化し、地域住民や自然と触れ合う機会は減少しています。こうした状況は、子ども自身のゆとりをなくし、仲間意識も希薄になり、人格形成に大きな影響を与えています。

本町では「放課後子ども教室」を町民センターで実施し、様々な体験機会の提供を図ることにより、子ども達の放課後の居場所となっています。

今後においても引き続き、子どもの社会性を育むために、子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保するため、気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行っていきます。

基本施策1 子どもの居場所づくり

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	放課後子ども教室	・小学生を対象に放課後対策として、放課後子ども教室を実施しています。地域との連携のもと様々な体験活動を充実させます。	継続	社会教育課
2	児童館クラブ	・児童館を利用して「共働き世帯」等保護者の就労支援対策として、放課後や土曜日等に児童を預かり子ども達の安全な居場所作りを進めます。	継続	社会教育課



3 基本目標 ii 母と子の健康を守り増進する

【施策の方向性】1 子どもや母親の健康の確保

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。さらに、核家族化やひとり親家庭の増加等も影響し、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

今後も親子同士が交流でき、子育てについての悩みを話し合える場を更に充実して、多くの親子の参加を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制を充実していきます。

乳幼児の健康診査については、100%の受診率を維持するとともに、既存の相談窓口の周知・利用促進を図る必要があります。特に、特別な配慮が必要な子どもについては、早期対応・早期療育に繋げるため、保健・医療機関等関係機関と連携し適切な対応が実施できるよう支援体制を強化していきます。

基本施策1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	母子健康手帳の交付	・妊娠届出を行った妊婦に対して交付します。 ・妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。交付時は保健師が面接します。	継続	保健福祉課
2	母親学級キレイ☆ママパパる〜む	・妊産婦及び配偶者等を対象に、妊娠・出産や育児に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	保健福祉課
3	妊産婦・新生児訪問指導	・妊産婦の心や身体の相談、子どもの発育や育児等、保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	保健福祉課
4	低出生体重児の届出・未熟児訪問指導	・未熟児の育児上重要な事項について、家庭訪問の上、適切な指導・助言を行います。	継続	保健福祉課
5 ★	乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	保健福祉課
6	育児相談	・乳幼児等の保護者を対象に、電話、来所等での相談対応を実施します。	継続	保健福祉課 管理課

基本施策2 子どもや母親の健康づくり

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	母子健康手帳の交付（再掲）	・妊娠届出を行った妊婦に対して交付します。妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。交付時は保健師が面接します。	継続	保健福祉課
2 ★	妊産婦健康診査	・母子健康手帳交付時に受診券を発行し受診の勧奨をし、妊産婦や胎児の疾病等の早期発見、早期治療を目的に実施します。	継続	保健福祉課

3	産後ケア事業	・産後 1 年未満の産婦及び赤ちゃんで産後の身体の回復と心の安定が促されるよう、町が委託する医療機関で行う産後ケア事業の費用を助成します。	新規	保健福祉課
4	妊産婦・新生児訪問指導(再掲)	・妊産婦の心や身体の相談、子どもの発育や育児等、保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	保健福祉課
5	妊婦相談(歯科相談、栄養相談含む)	・妊娠届出時に保健師、管理栄養士、歯科衛生士が相談に応じます。	継続	保健福祉課
6	1 か月児健診	・疾病及び異常を早期に発見し適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、乳児の健康の保持及び増進を図るために実施します。	新規	保健福祉課
7	乳 幼 児 健 康 診 査	・乳幼児を対象に身体測定、診察、歯科健診、栄養相談、歯科相談、発達相談等を総合的に行い疾病等の早期発見に努め適切な指導を行います。 ・3歳児健康診査では、弱視の早期発見・治療に繋げるため屈折検査機器による検査を実施します。	継続	保健福祉課
8	5歳児相談	・健やかな身体発育の確認と発達障害の発見の機会として、保護者等に5歳児の成長や発達を確認し子育ての心配や悩み、就学に向けての相談を行います。	新規	保健福祉課
9	幼児のむし歯予防フッ素塗布事業	・健全な口腔内で永久歯の生えかわりを迎えられるよう、むし歯に有効とされるフッ化物の塗布を行い、虫歯やその他の口腔疾患の予防についての指導と栄養指導を行います。	継続	保健福祉課

基本施策3 食育の推進

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	食に関する相談・指導	・妊産婦、乳幼児の保護者を対象に乳幼児の年齢に応じたバランスのとれた食事の作り方、栄養指導を行い、乳幼児期からの規則正しい食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくり等、食に関する学習の推進を図っていきます。 ・母親学級(キレイ☆ママパパー～む)、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導を実施します。	継続	保健福祉課
2	おやこの楽しい料理教室	・食習慣が確立する重要な時期である学童期に調理実習や講話を行い、望ましい食習慣づくりや栄養に関する知識の習得を図ります。	継続	保健福祉課
3	離乳食教室	・離乳食開始前後の乳児をもつ保護者に講話と調理、試食を通じて離乳食に関する知識の普及と保護者を含めた生活習慣病予防を目的に実施します。	継続	保健福祉課

4	ふるさと給食事業	・小中学校の学校給食において、地場産品を活用したメニューを提供する「ふるさと給食事業」を実施し、自ら食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身につけ食育に繋がります。	継続	管理課
5	幼児おやつ指導	・発育成長の著しい幼児期から適切な間食習慣を身につけられるよう、フッ素塗布事業時に栄養相談指導を行います。	継続	保健福祉課

【施策の方向性】2 小児医療対策の充実

核家族化等の影響により、家庭において子どもの病気に対する基礎知識が不足しがちになっているため、子どもの急な体調変化の際の相談体制の充実や夜間・休日等における医療体制の充実が必要となっています。

基本施策1 小児医療対策の充実

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子ども医療費助成制度（再掲）	・保険適用医療費のうち、入院時食事療養標準負担額を除く医療費の全額を助成します。（所得制限あり）	継続	保健福祉課

4 基本目標 iii 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり

【施策の方向性】1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。集団生活の中で自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を培うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。

就学前児童の子どもをもつ保護者において、子育ての孤立感や子育てについての不安に対して、認定こども園が核となり地域での子育てを支援する役割を果たしていかなければなりません。また、幼児期の教育・保育体制のあり方の検討や多様な保育ニーズへの対応もしなければなりません。

幼児が初めて家庭を離れ、多くの時間を過ごす幼児教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる園内外の体験を通じて「協同的に遊ぶ」経験を確保し、子どもの育ちを保障していくことが重要です。そのため、幼児の自立と協同の態度を育むことを目的とし、異年齢交流や子どもの自発的な活動としての遊びや子ども同士が共通の目的をもち、協力・工夫して遊ぶ「協同する経験」等を通して豊かな社会性を育むための取り組みを充実します。

また、社会が急激に変化するなかで、子どもが健やかに成長できるよう認定こども園が家庭・地域と連携を深め子育てをしている親をサポートしていくことが求められます。

（こども園において、特性のある園児の増加、保育体制の変更、安全な園運営に向けた方針などについての記載は必要か）

基本施策１ 家庭や地域とともに心豊かで健やかな子どもを育む取り組み

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1 ★	低年齢児保育の充実	・認定こども園において1歳未満の児童に対して保育を実施します。	継続	管理課
2 ★	一時預かり事業(一般型)	・保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、認定こども園内の子育て支援センターにおいて実施します。	継続	管理課
3 ★	一時預かり事業(幼稚園型)	・認定こども園における一時預かり事業の充実を図ります。	継続	管理課

【施策の方向性】２ 認定こども園・小学校の連携

子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、認定こども園・小学校は幼児・児童の交流や教師・保育教諭の交流により、子どもの発達にとって必要な学習の場であるとともに互いの学び合いの場となっています。

小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう、認定こども園・小学校の連携を強化し、幼児教育・保育から小学校教育へ滑らかな接続を図り連続した育ちと学びを支援する教育体制づくりを進める必要があります。

基本施策１ 認定こども園・小学校の連携

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	認定こども園と小学校との連携	・認定こども園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう連携を図る体制を構築します。	継続	教育委員会 管理課

【施策の方向性】３ 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度等の確かな学力を身につけさせるため教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力等の育成を重視することが求められます。子どもに質の高い教育を提供するとともに様々な教育課題に適切に対応するため実践的な指導力の向上が求められています。

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進するとともに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」をバランスよく育てなければなりません。

家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して家庭の教育力を高め、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めるとともに子どもの人権を最大限尊重する意識の向上が求められます。親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう様々な機会を通じての学習機会や相談体制を充実し、多世代の交流や家庭での教育を支援します。

家庭、学校、地域社会そして行政が一体となって子どもを有害情報から守り健全な育成を推進していきます。

基本施策１ 学力の向上、豊かな心や健やかな身体の育成

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	学習支援員の配置	・学習支援員を必要とする小中学校へ配置し、普通学級等において学習面での支援が必要な児童生徒への援助及び学力向上のための支援を行います。	継続	管理課
2	外国語指導助手の活用	・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、中学校の外国語、小学校の外国語・外国語活動、認定こども園の外国語交流において活用を図ります。	継続	管理課
3	各種検定料助成金交付事業	・小中学校の各種検定（漢字・英語）の受験に対し、検定料の半額を助成する助成金交付事業を実施し、保護者の経済的負担の軽減と小中学生の学習意欲の向上を図ります。	継続	管理課

基本施策２ 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	学校運営協議会の推進	・小中学校及び認定こども園を含めた学校運営協議会を設置し地域と一体となって幼小中を貫く教育の推進を図ります。	継続	管理課

基本施策３ 地域の教育力の向上

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	青少年健全育成委員会事業	・青少年の健全育成を図る活動を進めていきます。	継続	社会教育課
2	子ども会育成連絡協議会事業	・青少年の健全育成を図るため遊びや体験等ができる活動を支援していきます。	継続	社会教育課

5 基本目標iv 子育てと仕事を両立できるまちづくり

【施策の方向性】1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を自らが希望するバランスで行えることが必要です。

労働者の働き方は正社員と非正規雇用といった「働き方の二極化」や共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が残っており、仕事と子育てや介護の両立を困難にしている状況等様々な課題があります。

すべての市民がその個性と能力を生かして様々な分野で活躍することは、個々の人生を豊かにすると同時に地域社会に活力をもたらします。

仕事と生活の調和を図り仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、男性も女性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう一層の普及啓発を行わなければなりません。また、労働者が有給休暇、育児・介護休暇等を取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発も行わなければなりません。

基本施策1 広報・啓発活動の推進

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供	・ワーク・ライフ・バランスについての情報を収集し企業や市民に情報提供します。	継続	市民生活課 企画課

基本施策2 男性の子育て参加の推進

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	母親学級キレイ☆ママパパる〜む（再掲）	・妊産婦及び配偶者等を対象に、妊娠・出産や育児に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	保健福祉課

【施策の方向性】2 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

近年の女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及等により、子育て家庭においても共働きが増えていきます。また、変則的な勤務に応じた保育や急な用事や育児疲れ解消等を目的とした保育等ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行わなければなりません。

基本施策1 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	低年齢児保育の充実（再掲）	・認定こども園において1歳未満の児童に対して保育を実施します。	継続	管理課

6 基本目標Ⅴ 子どもにやさしいまちづくり

【施策の方向性】1 子どもの安全の確保

子どもが安全に暮らしていくためには、親も子も安心して生活できる環境の整備が必要となります。

特に災害時に子どもたちが自らの力で安全を確保することは極めて重要な課題であり、今後は近年多発する自然災害により現実的な防災対策に取り組んでいくことが必要となっています。

災害や犯罪から生命と財産を護るため災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い災害対策のための基礎知識を身につける講演等を通して安全で安心なまちづくりを推進していきます。

また、認定こども園・学校では、自転車の利用も含めた交通安全教育を充実させ自ら身を守る意識を育てるとともに、自動車やオートバイを運転する大人の安全運転の徹底を奨励します。

基本施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	交通安全教育の推進	・地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、認定こども園・学校等での交通安全教育を推進します。	継続	町民生活課 管理課
2	通学路等の点検の実施	・保護者、警察及び関係する部署により、小中学校等の通学路の安全点検を行い危険個所の改善に努めます。	継続	建設水道課 管理課
3	チャイルドシート等購入費の助成	・道路交通法で装着が義務化されている、チャイルドシート、ジュニアシートを購入した費用の一部を助成します。	継続	町民生活課
4	チャイルドシート等の貸与	・孫の帰省等で一時的にチャイルドシート・ジュニアシートが必要な場合に無償で貸出します。	継続	町民生活課
5	自転車用ヘルメット着用の促進	・自転車使用時の事故被害の軽減を目的に、小学生には入学時に全児童に対し自転車用ヘルメットを配布します。また、中学生には自転車用ヘルメット購入に対する購入費の一部を補助する事業を実施します。	充実	管理課

基本施策2 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	不審者情報等の提供	・教育局や近隣町、地域住民等から提供を受けた不審者情報について、町内の小中学校、認定こども園、各公共施設へ迅速に情報提供し注意を促すとともに登下校時等に地域の巡回を実施します。	継続	町民生活課 管理課 社会教育課

【施策の方向性】2 子育てを支援する生活環境の整備

地域において安全・安心で快適な生活を営むことは、すべての市民の願いです。

本町では、子育て世代の定住を促す住まいまちづくりを進めています。

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、すべての人々が共に支えあう社会づくりを推進します。

また、ニーズ調査の結果等から、子どもの遊び場の充実や子供の安心した居場所づくりに対する要望が多くあることから、既存施設の利用拡大・拡充に向けた取り組みを進めます。

基本施策1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保

	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	住宅取得の支援	・本町に定住・移住し長く住み続けてもらうために、新築住宅や中古住宅取得時に奨励金を交付します。 ・中学生以下の子どもがいる世帯には、固定資産税納付額（土地・建物）相当額を交付します。（子どもの人数により交付額は変わります）	継続	企画課

基本施策2 安全な道路交通環境の整備

	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	歩道の整備	・子どもや高齢者、障害者等、すべての歩行者の安全確保のため段差解消等の整備を行います。	継続	建設水道課
2	街路灯の整備	・夜間に安心して外出や歩行ができるよう、街路灯組合が整備する街路灯の設置に対して補助を行います。 ・既存の道路施設や街路灯の整備・点検及び管理を行います。	継続	企画課 建設水道課



第6章 子ども・子育て支援制度に基づく量の見込みと確保

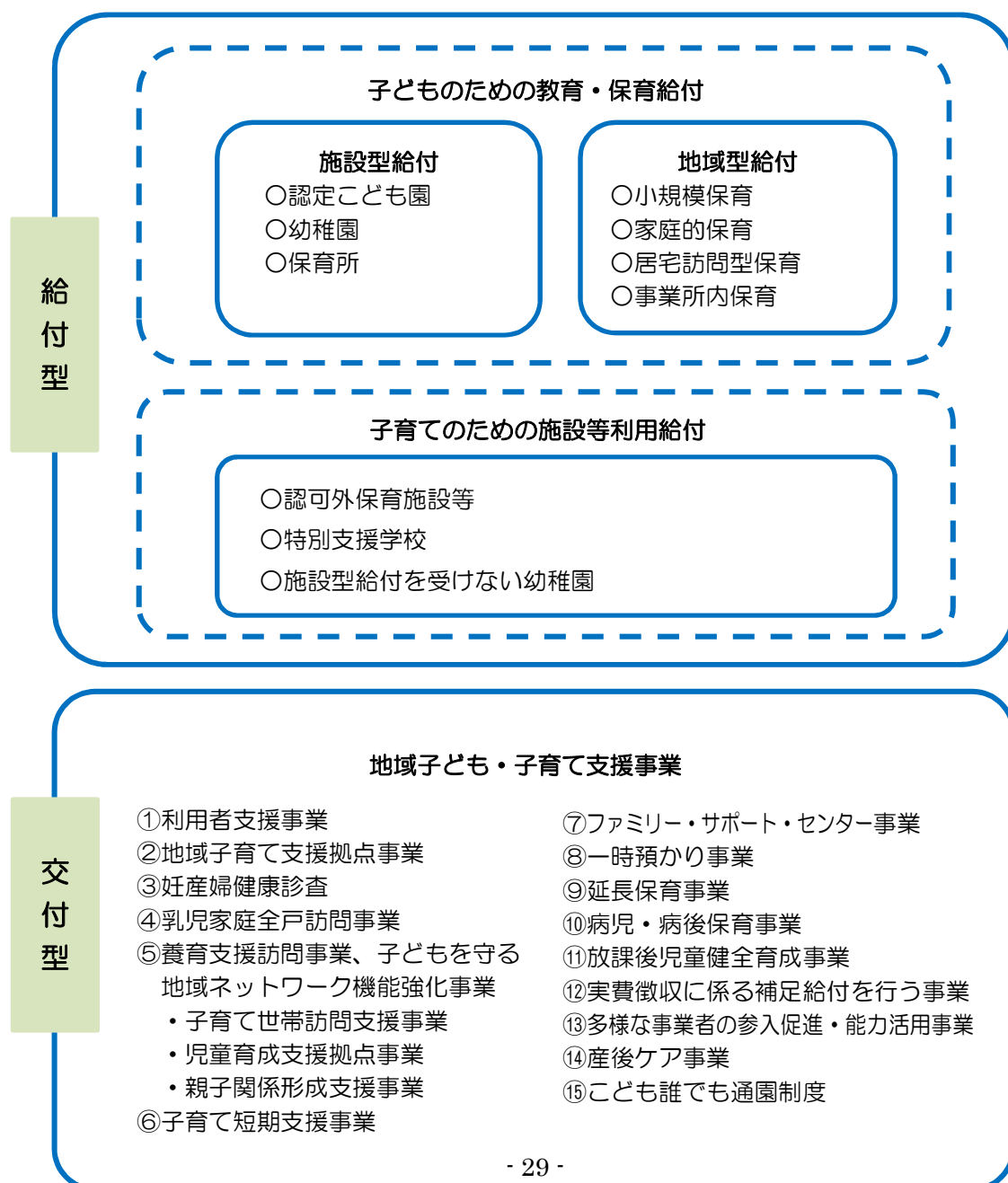
1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」、「地域子ども・子育て支援事業」、「子育てのための施設等利用給付」に分けられます。

「子どものための教育・保育給付」は、認定こども園、幼稚園、認可保育所等利用者に対する共通の給付である施設型給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。また、「子育てのための施設等利用給付」は、令和元年10月から創設されたものです。

これらの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。

2 サービスの類型



3 教育・保育提供区域及び量の見込の設定について

(1) 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件に加え、教育・保育を提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案し市町村で定める区域で、子ども・子育て支援法第61条により市町村子ども・子育て支援事業計画の中で定める事項の1つとなっています。

本町においては、認定こども園、及び小中学校に定められる校区が1地区とされていることから、本計画においても町全体を1つの区域と捉え効率的なサービス供給体制を整えることとします。

(2) 量の見込の算出方法と考え方

量の見込みについては国の示した手引きに準じ、令和6年度に実施したニーズ調査及び国から示されたワークシートを用いて算出しています。

また、国ではより効果的、効率的な方法による算出についても認めていることから、本町においてはこれまでの実績値の推移等と比較し一部補正を行った上で量の見込みを算出しています。

4 将来人口の推計

(1) 人口推計

単位：人

	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
総人口	4,993	4,747	4,500	4,251	3,988	3,728
年少人口 (0～14歳)	572	496	440	412	386	358
生産年齢人口 (15～64歳)	2,745	2,599	2,428	2,153	1,913	1,717
高齢者人口 (65歳以上)	1,676	1,652	1,632	1,686	1,689	1,653

※推計値はR2年度国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所による推計値（R5推計）

(2) 出生数推計

単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
各年1～12月	18	17	18	17	18	18

(3) 18歳未満人口推計（各年4月1日）

単位：人

	0～2歳	3～5歳	6～11歳 (小学生)	12～14歳 (中学生)	15～17歳	18歳未満 合計
令和7年	51	75	243	128	121	618
令和8年	53	62	232	125	114	586
令和9年	52	52	214	126	111	555
令和10年	53	51	198	113	118	533
令和11年	53	53	167	119	116	508

5 幼児期の教育・保育の提供体制について

小学校就学前児童の通う施設として、幼稚園と保育所に加え、両方の良さを併せ持つ「認定こども園」の利用に対して共通の給付「施設型給付」を、また、20 人未満の少人数の子どもを対象とする「地域型保育給付」を町が認可したうえで財政支援します。また、認可外保育施設や預かり保育等の利用に対しても町が確認した施設の利用者に「施設等利用費」として財政支援します。

計画年度	利用者区分		量の見込み	教育・保育施設の確保数	不足数
令和7年度	1号認定	3～5歳児	15	15	0
	2号認定	3～5歳児	60	60	0
	3号認定	0歳児	9	9	0
		1歳児	11	11	0
		2歳児	13	13	0
令和8年度	1号認定	3～5歳児	13	13	0
	2号認定	3～5歳児	49	49	0
	3号認定	0歳児	9	9	0
		1歳児	10	10	0
		2歳児	14	14	0
令和9年度	1号認定	3～5歳児	11	11	0
	2号認定	3～5歳児	41	41	0
	3号認定	0歳児	9	9	0
		1歳児	11	11	0
		2歳児	14	14	0
令和10年度	1号認定	3～5歳児	10	10	0
	2号認定	3～5歳児	41	41	0
	3号認定	0歳児	9	9	0
		1歳児	10	10	0
		2歳児	14	14	0
令和11年度	1号認定	3～5歳児	11	11	0
	2号認定	3～5歳児	42	42	0
	3号認定	0歳児	9	9	0
		1歳児	11	11	0
		2歳児	14	14	0

※量の見込からは、不足は生じないと想定されるため現状の定員を継続します。

6 地域子ども・子育て支援事業

質の高い教育・保育の提供とともに、地域に根差した総合的な子育て支援体制の充実を図ることとしていきます。本町においても、国の定める事業のうち地域の実情やニーズに合わせ7つの継続事業及び1つの新規事業を展開し地域の子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

	No.	対 象 事 業	第5章中の位置付け (体系：施策の方向)
地域子ども・子育て支援事業	1	利用者支援事業 (新冠町子育て世代包括支援センター)	i-1 地域における子育て支援体制の充実
	2	地域子育て支援拠点事業 (新冠町子育て支援センター)	i-1 地域における子育て支援体制の充実
	3	妊産婦健康診査 (妊産婦健康診査事業)	ii-1 子どもや母親の健康の確保
	4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	ii-1 子どもや母親の健康の確保
	5	養育支援訪問事業、要支援・要保護児童等支援事業 (養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会)	i-4 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実 ii-1 子どもや母親の健康の確保
	6	一時預かり事業 ●認定こども園における1号認定児童(教育標準時間)を対象とした一時預かり(一時預かり事業・幼稚園型) ●子育て支援センターにおける一時預かり(一時預かり事業・一般型)	iii-1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保
	7	放課後児童健全育成事業 (地域子ども・子育て支援事業には該当なし)	iii-1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保
	8	産後ケア事業 (令和4年度開始／新規)	ii-1 子どもや母親の健康の確保
	9	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) (令和8年度開始見込／新規)	iii-1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保

1 利用者支援事業

①事業の概要

(i) 事業区分	利用者支援事業（子ども家庭センター型）
(ii) 本町における事業名	新冠町子育て世代包括支援センター
(iii) 事業の概要	・子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。 ・今後は「子ども家庭センター」として母子保健と児童福祉の機能を連携させ一体的な支援となるよう取り組みます。
(iv) 実施状況	・現在、本町の既存機関においては、町民生活課、保健福祉課、社会教育課、認定こども園、子育て支援センターがそれぞれの事業に関する相談や情報提供の役割を果たしている。
(v) 量の見込みの考え方 (ニーズ調査の対象外)	・利用者支援事業に関するニーズ調査は設定されていない。
(vi) 確保方策の考え方	・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない、新たな相談・支援体制の構築と、リスクの程度に応じた支援業務を行うための体制づくり。
(vii) 事業担当課	町民生活課・保健福祉課

②第2期計画検証結果（再掲）

単位：箇所

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	必要に応じ検討	必要に応じ検討	必要に応じ検討	必要に応じ検討	必要に応じ検討
実 績	—	—	1	1	1
実施状況評価	・情勢の変化に伴い、令和4年度から子育て世代包括支援センターの立ち上げ利用者支援事業を開始した。 ・妊娠期から切れ目ない家庭支援を行うために子育てに関するサービス等の情報提供や相談業務等を行った。				

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：箇所

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

【相談や情報提供業務を行う関連施設】

単位：箇所

町民生活課	保健福祉課	社会教育課	管理課		合 計
		児童館	認定こども園	子育て支援センター	
1	1	1	1	1	5

2 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

(i) 事業区分	地域子育て支援拠点事業
(ii) 本町における事業名	子育て支援センター事業
(iii) 事業の概要	・子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流の促進、子育て等に関するサークル、講座・セミナー、相談、情報の提供、助言その他の援助等を行う。 ・幼児期の子育て相談、心身の発達やしつけ等の相談に対応している。
(iv) 実施状況	・認定こども園ド・レ・ミ内に子育て支援センターを設置している。 <u>令和5年度実績</u> 親子サークル 延べ <u>30</u> 人 講座・セミナー等 延べ <u>202</u> 人
(v) 量の見込みの考え方	・令和3～5年度の実績により平均値で量の見込を算出する。
(vi) 確保方策の考え方	・施設の事業供給が必要量を満たしていると考えられるため、現状を維持することにより供給確保を継続する。 ※子育て支援センターの利用上限 1日30人×年294日運営＝8,820人/年
(vii) 事業担当課	管理課

②第2期計画検証結果（再掲）

単位：上段…人、中段…箇所、下段…人（令和6年度は実績見込み）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,517	5,517	5,517	5,517	5,517
確保方策	5,517	5,517	5,517	5,517	5,517
実 績	3,293	1,840	2,881	2,340	1,868
実施状況評価	・保護者の子育ての不安を解消するため、各種事業を実施しながら保護者同士の交流機会の充実や子育てに係る相談業務を行った。				

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：上段…人、中段…箇所、下段…人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,354	2,354	2,354	2,354	2,354
確保方策	2,354	2,354	2,354	2,354	2,354

3 妊産婦健診事業

①事業の概要

(i) 事業区分	妊産婦に対する健康診査事業
(ii) 本町における事業名	妊産婦一般健診事業
(iii) 事業の概要	・妊産婦の健康管理の向上及び健やかな子どもの出生、乳幼児の健康の保持増進を目的とし、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠中や産後に必要に応じた医学的検査を実施する。
(iv) 実施状況	・母子手帳交付時に、妊産婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票を14回分、産婦健診受診票を2回分交付。 令和5年度 100%
(v) 量の見込みの考え方 (二重調査の対象外)	・妊娠届出数を健診対象者数とみなし、妊婦健診の受診回数14回と、産婦健診2回を乗じた数を量の見込みとする。
(vi) 確保方策の考え方	・妊産婦健康診査の実施機関が町内に無いが、対象者は北海道内の医療機関（産婦人科）・助産所で受診ができる。また、里帰り等のため道外で受診した場合には助成制度の利用も可能である。
(vii) 事業担当課	保健福祉課

②第2期計画検証結果（再掲）

単位：回（令和6年度は実績見込み）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	560	576	528	528	528
確保方策	560	576	528	528	528
実 績	336	223	223	193	249
実施状況評価	・妊産婦全体において、概ね適切に受診ができています。 ・妊産婦健診受診結果の有所見において、妊娠糖尿病の疑いがある妊産婦が例年いることから、引き続き妊産婦の健康状態の把握や保健指導等を行い、妊産婦及び胎児の健康保持、増進を図っていく。				

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：回

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	178	169	187	187	187
確保方策	178	169	187	187	187

4 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

(i) 事業区分	乳児家庭全戸訪問事業
(ii) 本町における事業名	こんにちは赤ちゃん事業
(iii) 事業の概要	・生後 4 ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に繋げる事業。
(iv) 実施状況	・保健師による乳児家庭の訪問。 令和5年度：16人
(v) 量の見込みの考え方 (ニーズ調査の対象外)	・0歳児の人口推計をもとに過去の訪問実績を考慮して量の見込みを算出する。
(vi) 確保方策の考え方	・量の見込みに対して、保健師の面接の供給確保を継続する。
(vii) 事業担当課	保健福祉課

②第2期計画検証結果（再掲）

単位：人（令和6年度は実績見込み）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35	36	33	33	33
確保方策	35	36	33	33	33
実 績	29	17	18	16	15
実施状況評価	・産後 2 か月以内に全対象者への訪問を実施できた。 ・訪問の結果、支援が必要な方に対しては電話・訪問等で継続支援を行っており、引き続き母子の状況に応じて訪問支援を継続していく。				

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	18	17	19	19	19
確保方策	18	17	19	19	19

5 養育支援訪問事業、要支援・要保護児童等支援事業

①事業の概要

(i) 事業区分	養育支援訪問事業、要支援・要保護児童等支援事業
(ii) 本町における事業名	養育支援訪問事業、要支援・要保護児童等支援事業
(iii) 事業の概要	・養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるため、養育に関する相談や助言を行う事業。 ・要保護児童対策地域協議会（ケース検討会議等）による支援を行う事業。
(iv) 実施状況	・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめとして母子保健事業実施により把握した支援を必要とする乳幼児や妊産婦等に対し、居宅において保健師等が養育に関する相談、指導、助言等必要な援助を行っている。 - 令和5年度：延べ50人（実数11人） ・保護が必要な児童を早期に発見し適切な保護を図ること及び、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊産婦の適切な支援を図るために関係機関、関係団体及び児童福祉に関する業務に従事する者との協議を行っている。
(v) 量の見込みの考え方 (二一ズ調査の対象外)	・0歳児の人口推計に対し気がかり母子等の件数が出生数の約2%程度であることや過去の訪問実績を考慮して量の見込みを算出する。 ・保護が必要な児童等の情報をもとに協議会を適宜開催するため量の見込みは算出しない。
(vi) 確保方策の考え方	・量の見込みに対して、母子保健事業や医療機関等との連携を強化し、対象者を迅速に把握し、供給確保を継続する。
(vii) 事業担当課	養育支援訪問事業…保健福祉課 要支援・要保護児童等支援事業…町民生活課

②第2期計画検証結果（再掲）

単位：人（令和6年度は実績見込み）

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町全体	量の見込み	35	38	38	40	40
	確保方策	35	38	38	40	40
	実 績	57	46	34	50	28
実施状況評価	・乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援が必要な家庭に対し訪問等を行い、養育に関する相談、指導、助言等が行えた。また、必要時には関係機関と連携を図りながら支援を行った。引き続き、母子の状況の応じた支援が必要な家庭の把握と継続的な支援を行っていく。					

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50	50	50	50	50
確保方策	50	50	50	50	50

6 一時預かり事業

■認定こども園 1 号認定児童（教育標準時間）

①事業の概要

(i) 事業区分	一時預かり事業（認定こども園 1 号認定児童（教育標準時間）対象）
(ii) 本町における事業名	一時預かり事業(幼稚園型)
(iii) 事業の概要	・認定こども園 1 号認定児童（教育標準時間）を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に希望者を教育（保育）する事業。
(iv) 実施状況	・認定こども園で実施
(v) 量の見込みの考え方	・令和 3～5 年度の実績により平均値で量の見込みを算出する。
(vi) 確保方策の考え方	・幼稚園事業を利用する園児の保護者の突発的な都合等に即応した、子どもの預ける場の確保は重要である。
(vii) 事業担当課	管理課

②2 期計画検証結果（再掲）

単位：人、確保方策の下段は 箇所（施設数）（令和 6 年度は実績見込み）

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	603	603	603	603	603
確保方策	603	603	603	603	603
	1	1	1	1	1
実 績	76	54	59	66	58
確保方策	1	1	1	1	1
実施状況評価	・共働き世帯の増加で、1 号認定（幼稚園）入園者が減少しているため、実績は低くなっている。今後も一定のニーズが見込まれるため継続実施します。				

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人、確保方策の下段は 箇所（施設数）

項 目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	60	60	60	60	60
	1	1	1	1	1
確保方策	60	60	60	60	60
	1	1	1	1	1

■子育て支援センター

①事業の概要

(i) 事業区分	一時預かり事業（認定こども園短時間型保育在園児対象児除く）
(ii) 本町における事業名	一時預かり事業(一般型)
(iii) 事業の概要	・日頃、認定こども園、幼稚園、保育所を利用していなくても、保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて一時的に児童を預けることができる事業。
(iv) 実施状況	・子育て支援センターで実施 令和5年度実績（累計） <u>一時保育事業 187人</u>
(v) 量の見込みの考え方	・令和3～5年度の実績により平均値で量の見込みを算出する。
(vi) 確保方策の考え方	・保育事業を利用していない乳幼児を対象とした事業であり、年々共働き世帯が増加する等、一時預かりの場の提供は重要である。
(vii) 事業担当課	管理課

②第2期計画検証結果（再掲）

単位：人、確保方策の下段は 箇所（施設数）（令和6年度は実績見込み）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	102	102	102.	102	102
確保方策	102	102	102.	102	102
	1	1	1	1	1
実 績	77	54	115	187	139
	1		1	1	1
実施状況 評価	・令和4年度以降、一定のニーズがあり、計画の見込量を実績が上回っている。 ・引き続き量の確保に努めます。				

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人、確保方策の下段は 箇所（施設数）

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	119	119	119	119	119
確保方策	119	119	119	119	119
	1	1	1	1	1

7 放課後児童健全育成事業

①事業の概要

(i) 事業区分	放課後児童健全育成事業
(ii) 本町における事業名	本町の該当事業なし
(iii) 事業の概要	・共働き家庭等に対応する児童の預かりを行うと共に、放課後における体験活動機会を充実させることで適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業。
(iv) 実施状況	・放課後児童健全育成事業の類似事業として、児童の預かり及び放課後子ども教室を実施している。
(v) 量の見込みの考え方	・令和3～5年度の実績より算出した数値及び未就学児の人口から量の見込みを算出する。
(vi) 確保方策の考え方	・令和3～5年度の利用実績を勘案すると利用者数には余剰があることから、当面は現状のサービス提供量を維持する。
(vii) 事業担当課	社会教育課

②第2期計画検証結果（再掲）

単位：人、確保方策の下段は 箇所（施設数）（令和6年度は実績見込み）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	190	190	190	190	190
確保方策	190	190	190	190	190
	2	2	2	2	2
実 績	172	166	164	136	170
	2	2	2	2	1
実施状況評価	・多くの児童が参加しており、異なる学年の児童と一緒に活動する経験を得ている。 ・また、保護者の就労による児童の居場所づくりと併せて、様々な体験学習等も実施している。				

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人、確保方策の下段は 箇所（施設数）

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	170	160	150	140	120
確保方策	170	160	150	140	120
	1	1	1	1	1

8 産婦ケア事業

①事業の概要

(i) 事業区分	母子に対する産後ケア事業
(ii) 本町における事業名	産婦ケア事業
(iii) 事業の概要	出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう支援するための事業。 令和4年度から保健福祉課で実施し、本計画には新規掲載
(iv) 実施状況	近隣医療機関の助産師に委託して実施している。
(v) 量の見込みの考え方	令和5年度 2名
(vi) 確保方策の考え方	産婦の人数を対象者とみなし、その5割ほどを量の見込みとする。
(vii) 事業担当課	医療機関の助産師と連携して、対象者へ必要な支援を提供していく。

②第2期計画期間中の実績

単位：人（令和6年度は実績見込み）

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—
実 績	—	—	0	2	1
実施状況評価	- 支援を必要とする産婦及びその乳児に対して、サービスの提供ができた。 - 引き続き関係機関と連携しながら支援を継続していく。				

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

9 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

①事業の概要

(i) 事業区分	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
(ii) 本町における事業名	本町の該当事業なし
(iii) 事業の概要	・保育所・認定こども園等に通園していない生後6ヶ月から2歳までの未就園児を対象に、保育所、認定こども園等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業。
(iv) 実施状況	・令和8年度からの実施に向け検討中。
(v) 量の見込みの考え方	・令和8年度から認定こども園ド・レ・ミ（1箇所）で実施することで検討。
(vi) 確保方策の考え方	・認定こども園ド・レ・ミを所管する教育委員会管理課と協議を進めることとする。
(vii) 事業担当課	町民生活課、管理課

②2期計画検証結果

～第2期計画において、見込・実績無し～

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人日、確保方策の下段は 箇所（施設数）

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	20	18	20	19
確保方策	—	20	18	20	19
	—	1	1	1	1

町民憲章

わたくしたちは、日高の秀峰、幌尻岳をのぞみ、緑ゆたかな大地と、茫洋たる太平洋にはぐくまれた新冠の町民です。

わたくしたちは、先人の開拓精神を受けつぎ、たくましく未来にむかって躍進する、住みよいまちをつくるため、この憲章を定め、実行します。

- 一 いつも、丈夫なからだをつくり、いきいきと働く町にします。
- 一 いつも、明るくあいさつをかわし、きまりを守る町にします。
- 一 いつも、たがいにはげまし合い、助け合う町にします。
- 一 いつも、すすんで学び、文化の高い町にします。
- 一 いつも、まわりを美しくし、自然を大切にする町にします。

昭和51年9月28日制定

第3期新冠町子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和7年3月

発行者：新冠町 町民生活課 町民生活グループ

住 所：〒059-2403 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2

電 話：0146-47-2112（直通）